

# 令和3年度 三重県「主任介護支援専門員研修」受講案内

## 1. 目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得することを目的とします。

## 2. 実施機関

三重県から三重県社会福祉協議会へ委託して実施しますが、受講申込受付と受講決定は三重県長寿介護課で行います。

## 3. 研修の形式

今年度から、基本「オンライン研修」で開催します。

オンライン研修・通学研修ともにメールアドレスの登録が必須です。

(受講決定時にメールアドレスの登録があります。)

### (1) 「オンライン研修」

[受講環境等]

○パソコンで受講してください。

・マイク・カメラ機能が必要です。

・タブレット端末、スマートフォンでは受講できません。

○演習時は Zoom を使用します。

○研修記録シートの提出は Google ドライブを使用します。

○研修にかかる通信料は受講者負担となります。

### (2) 「通学研修」は、オンライン研修の受講環境が準備できない場合のみ、受講できます。

[受講環境等]

○研修は通学にて受講いただけますが、研修記録シートの提出は Google ライブを使用します。

※Zoom は、Zoom ビデオコミュニケーションズが提供する複数人で同時参加ができる「ビデオ・Web 会議アプリケーション」です。

※Google ドライブは、Google が提供する文書ファイル等の様々なデータをインターネット上で保存・共有できるサービスです。

## 4. 受講対象者

研修の対象者は、主任介護支援専門員に求められる役割を深く自覚し、その業務に関し十分な知識と実務経験を有する介護支援専門員とします。

具体的には、介護支援専門員専門研修課程Ⅰ及び介護支援専門員専門研修課程Ⅱを修了し、以下の受講要件(1)から(4)のいずれかを満たす者で、原則として、三重県内において現に実務に従事している介護支援専門員とします。

ただし、平成15年度から平成17年度の間介護支援専門員現任研修(基礎研修課程Ⅰ又は基礎研修課程Ⅱ)を修了している者は、専門研修課程Ⅰを修了した者とみなします。

### 【受講要件】

(1) 専任(常勤専従)の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者(ただし、事業所・施設の管理者との兼務は期間として算定できるものとする。)

(2) 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第

042400号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者、又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任(常勤専従)の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である者(ただし、事業所・施設の管理者との兼務は期間として算定できるものとする。)

(3) 介護保険法施行規則第140条の6第1号のイ(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者

(4) その他、介護支援専門員の業務に関し、十分な知識と経験を有する者であり、次の要件を満たす者・専任(常勤専従)の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者(ただし、地域包括支援センターで常勤の介護支援専門員として包括的支援業務と介護予防支援業務を兼務している期間は算定できるものとする。)

※上記(1)(2)(4)の実務従事期間は、**令和3年11月末**までを算定可とします。

※専任とは常勤専従のことです。常勤とは当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の勤務すべき時間数(週32時間以上であること。)に達していることをいうものです。

※(3)の主任介護支援専門員に準ずる者とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者のことです。

#### 【実務経験について】

実務経験とは、下記の事業所又は施設において介護支援専門員として、介護サービス計画書の作成を行うことを指します。

※下記の事業所又は施設で就労していたとしても、要介護認定の調査業務のみを行っている場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行っているのみで、サービス計画の作成を行っていない場合は、実務経験として認められません。

※指定居宅介護支援事業所における常勤の管理者との兼務は、期間として算定できます。

#### <事業所・施設一覧>

①居宅介護支援事業所 ②特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者 ③小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)・認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者 ④介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院 ⑤介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者 ⑥介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者 ⑦介護予防支援事業者 ⑧介護予防ケアマネジメント事業者 ⑨地域包括支援センター

## 5. 受講申込

(1) 申込期限：**令和3年9月30日(木) 17時(必着)**

(2) 申込方法

- ・別添「令和3年度 三重県主任介護支援専門員研修受講申込書」をご記入のうえ、郵送してください。
- ・必要事項及び希望コースをご記入ください。第1希望のみの記入の場合は、そのコースの定員を超えた場合、ご受講いただけないことがあります。

(3) 申込先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県医療保健部 長寿介護課 主任介護支援専門員研修担当

(4) 提出書類

① 受講対象者(1)の者

ア 「令和3年度 三重県主任介護支援専門員研修受講申込書」(別紙1-1)

イ 「主任介護支援専門員研修レポート」(別紙2)

ウ 「介護支援専門員業務専任期間証明書」(別紙3)

② 受講対象者(2)の者

ア 「令和3年度 三重県主任介護支援専門員研修受講申込書」(別紙1-1)

イ 「主任介護支援専門員研修レポート」(別紙2)

ウ 「介護支援専門員業務専任期間証明書」(別紙3)

エ 「ケアマネジメントリーダー養成研修修了証」の写し、又は「認定ケアマネジャー認定証」の写し

③ 受講対象者(3)の者

ア 「令和3年度 三重県主任介護支援専門員研修受講申込書」(別紙1-2)

イ 「主任介護支援専門員研修レポート」(別紙2)

ウ 「ケアマネジメントリーダー養成研修修了証」の写し

④ 受講対象者(4)の者

ア 「令和3年度 三重県主任介護支援専門員研修受講申込書」(別紙1-3)

イ 「主任介護支援専門員研修レポート」(別紙2)

ウ 「介護支援専門員業務専任期間証明書」(別紙3)

## 6. 募集人数

各コース 80名程度

通学コース 30名程度

合計 190名程度

## 7. 受講費用等

(1) 研修事務手数料 30,400円

受講事務手数料の納入方法については、受講決定時にお知らせしますが、「三重県収入証紙」にて所定の額を11月中旬までに納めていただくこととなりますので、あらかじめご承知おきください。

(2) テキスト代 4,400円

テキストは全受講生必携です。受講決定通知とともに購入方法を案内しますので、研修開催日までに各自でご購入ください。(県、県社協では取りまとめ等を行いません。)

## 8. 受講決定

受講決定通知を事業所あてに**令和3年10月15日(金)**を目途に送付します。なお、令和3年10月20日(水)までに届かない場合は、長寿介護課までご連絡ください。

(1) 受講対象要件に該当しない場合や申込者が募集人員を超えた場合は、申込者全員に受講決定できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 希望コースを優先して決定しますが、第1希望の申込人数が募集人数を超えた場合は第2希望のコースで決定します(よって、第1希望のみ記入の場合は受講できないことがあります。)ので、あらかじめご了承ください。

(3) 申込者が募集人員を超えた場合は、今年度受講申込する理由、レポートや専任経験を参考にするとともに、原則申し込み順を優先とし、同一事業所1名の受講で調整させていただきます。

## 9. 研修日程等

(1) オンライン研修 全12日間 70時間

コース (募集人員)	研 修 日 程
A (80名程度)	12/8 (水)、12/9 (木)、12/10 (金)、12/24 (金)、1/13 (木)、 1/14 (金)、2/3 (木)、2/4 (金)、2/23 (水・祝)、3/8 (火)、 3/9 (水)、3/10 (木)
B (80名程度)	12/8 (水)、12/9 (木)、12/10 (金)、1/22 (土)、2/11 (金・祝)、 2/12 (土)、2/27 (日)、3/5 (土)、3/6 (日)、3/19 (土)、 3/20 (日)、3/21 (月・祝)

(2) 通学研修 全12日間 70時間

研修会場 津市内 (別添日程表参照)

※通学コースは、オンライン研修の受講環境が準備できない方への救済措置として  
設けています。通常は、(1) オンライン研修を申し込んでください。

コース (募集定員)	研 修 日 程
通学 (30名程度)	12/8 (水)、12/9 (木)、12/10 (金)、12/17 (金)、1/6 (木)、 1/7 (金)、1/8 (土)、2/1 (火)、2/2 (水)、2/16 (水)、2/17 (木)、 2/18 (金)

## 10. 研修受講等について

- (1) 原則、遅刻・欠席は認められませんので業務調整及び体調管理をお願いします。やむを得ない事情で遅刻・欠席される場合は、必ず研修開始前に三重県社会福祉協議会へその旨を連絡してください。
- (2) コース間の日程変更及び一部変更は認められません。必ず受講決定されたコースにご出席ください。
- (3) 積雪等により、研修会参加者の安全が危惧される場合、研修会の開催を中止（延期）します。  
中止（延期）する場合は、開催日の前日午後5時までに、三重県社会福祉協議会ホームページ (<https://www.miewel-1.com/>) のお知らせ欄に中止（延期）情報を掲載しますのでご覧ください。  
個別連絡は行いませんので、各自で確認してください。
- (4) 修了証明書は、全課程出席され、かつ研修記録シートを提出された方のみ交付します。研修記録シートの提出方法は、受講決定時にお知らせいたします。やむを得ない事情で、欠席・遅刻があった場合も、補講はありません。

## 11. 主任介護支援専門員研修受講修了者の活動について

本研修の修了者は、主任介護支援専門員として、所属事業所の介護支援専門員に対しての助言・指導の他、地域包括支援センターと連携し、地域の介護支援専門員が抱える、支援困難事例への助言、事例検討会への参加、県及び市町の実施する研修会等における講師・助言者（講義・演習）等、地域の介護支援専門員に対する指導的立場を担っていただきます。

また、主任介護支援専門員としての活動報告等を県主催の研修会、会議等においてお願いすることがありますのでご協力をお願いします。

## 12. 個人情報の取り扱いについて

上記活動を支援するため、市町、広域連合及び地域包括支援センターに研修修了者名簿を情報提供します。

なお、研修修了者名簿に記載する内容は、「研修修了者名」「介護支援専門員登録番号」「事業所名(事業

所番号含む)」「研修修了年月日」とします。

また、この情報提供に同意いただけない受講申込者については研修受講を認められません。

### 13. 主任介護支援専門員資格の有効期間について

主任介護支援専門員資格の有効期間は研修終了日から5年間です。主任介護支援専門員研修修了者は、有効期間内に「主任介護支援専門員更新研修」を修了する必要があるため、修了できなかった場合には主任介護支援専門員資格が失効します。

主任介護支援専門員研修修了後は、介護支援専門員証の有効期間だけでなく主任介護支援専門員資格の有効期間にもご留意のうえ、業務を行ってください。

#### 【問い合わせ先】

三重県医療保健部長寿介護課 居宅サービス班 坂、山川

電 話 059-224-2262

FAX 059-224-2919